

表1(1) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>環境と換地設計・計画等についての意見でございます。</p> <p>街区設計や換地計画が完全には確定されておらずまだ多少なりとも変更の可能性があるのであればお聞き届けいただきたく存じます。</p> <p>もし可能でしたら、下記のようなことを考慮した、事業計画案の策定はできないでしょうか。環境への影響を軽減しながら事業費も影響与えず吹田市として全国に誇れるモニュメントとしての事業案を策定していただければと思います。</p> <p>(1)説明会終了後、区画整理の方からご説明いただき、道路買収後民間の開発に任せただけの場合、段差の連続性が上手く行かず、区画整理にてその問題を解消する意図であるということ、よく分かりました。</p> <p>一般的な人口減少傾向に反して吹田市の人口は増えていることも伺いました。そして10年後事業が完成する頃の人口動向も見据える事業であることを願います。 【1-1】</p> <p>(2)願わくば、阪急にかかる跨線橋付近の現在の竹林や樹木について、たとえ一部でも、復元ではなく、現況のままの自然をのこすことができないかと思えます。 【1-2】</p>	<p>本事業の将来像（イメージ）は、環境影響評価書案の pp. 3-23～3-24 に示すとおりであり、環境への影響の軽減に配慮しつつ、良好な居住空間の創出を実現させる事業計画を策定しました。</p> <p>本事業による土地区画整理事業の整備後に「まちづくり」が実施されることとなりますが、その「まちづくり」の完了時点における計画人口は、約2,300人と想定しています。人口の増加による交通渋滞の発生については、環境影響評価書案の「12.17.3 施設の供用に伴う影響の予測・評価」に記載のとおり、周辺地域の交通に著しい影響を及ぼさないと予測しています。こども園、小学校の不足問題など、人口増加に伴う課題については、今後、吹田市の関係部署が参加する連絡調整会議を設け、必要な対策を検討していきます。</p> <p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要です。工事に際して樹木の伐採が必要となりますが、事業計画地に整備する都市計画道路の沿道や公園・緑地に樹木を植栽する計画としています。公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指します。</p> <p>なお、公園や緑地以外の土地利用は、換地処分後、各地権者のご意向により決まります。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (2) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>当事業区域内の電鉄近辺一帯の「緑地ゾーン」は、歴史社会、環境的に、1000年の歴史を有する佐井寺、大正年間の田園都市の先駆としての千里山、そして昭和のニュータウンという時代をリードする「地域・伝統・環境的な住まい・暮らし文化」の「結節点」としての重要な意義を有してきた。これらの重要性にも留意され、今後の緑地環境ゾーンの整備を図られたい。 【2】</p>	<p>事業計画の策定に当たっては、環境影響評価書案の pp. 3-3～3-5 に記載のとおり、事業計画地が抱える問題点を踏まえ、整備課題を整理し、事業計画地のまちづくりの基本方針を策定しました。</p> <p>本事業の将来像（イメージ）は、環境影響評価書案の pp. 3-23～3-24 に示すとおりであり、環境への影響を低減しつつ、良好な居住空間の創出を実現させる計画としています。また、本事業では、以下のとおり緑化を推進する計画です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等により良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。</li> <li>・都市計画道路においては雨水貯留浸透機能を備えた植樹帯や雨庭を設けて街路樹植栽を行います。</li> <li>・建物敷地の緑化推進へ向けた協議の実施、開発の誘導を行います。</li> </ul>
	<p>当マンションでは、減歩に際して公園はそのまま存続し、駐輪場が無くなることになるとお聞きしていますが、当方ではこれに伴う代替地の確保が必要になりますが、仮換地の用地としてどのようにお考えでしょうか。 【3-1】</p>	<p>自転車駐車場については、換地等により機能保全が図られるように検討します。</p> <p>換地設計等が具体的になりましたら、個別にご説明する場を設けて、ご意向を伺いながら進めていきます。</p>
	<p>令和3年着工に至るに際して工事にかかる協定を結ぶことになるとは思います、 (1) 期間中における日常生活（通園通学を含む）の安全確保、騒音振動についての対策はどのようになっていますか？ 【3-2】</p>	<p>工事の実施に当たっては、交通安全を確保するため、以下の環境取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関連車両の運転者に規制速度を遵守する等の安全教育を徹底し、歩行者、自転車や一般交通の安全を確保します。</li> <li>・児童や生徒が安全に登下校できるよう、交通整理員の配置等、工事区域周辺の交通安全に配慮します。</li> <li>・工事説明会を開催し、工事関連車両の走行ルート、時間帯及び交通安全の確保について、説明を行います。</li> </ul> <p>また、騒音・振動対策として、以下の環境取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万能塀を設置して、工事騒音の低減を図ります。</li> <li>・住居に近接して工事を行う場合、騒音・振動の発生が小さい小型の建設機械を使用します。</li> <li>・国土交通省指定の低騒音・低振動型の建設機械を使用します。</li> <li>・騒音の発生を低減するために、アイドリング及び空ぶかしを抑制します。</li> <li>・工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制します。</li> <li>・一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。</li> </ul>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (3) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>(2) 工事期間中影響を受ける駐車場などの設備インフラ確保に関する協力はどの程度お考えでしょうか。 【3-3】</p> <p>(3) 工事完成後における区分所有者の持ち分減少に伴う登記申請の費用負担は助成してもらえるのでしょうか。質問懸念内容が重複しますが自転車、単車置き場などの確保。工事期間中の住民の安全確保。工事期間が長く、居住者の健康面での不安。ため池や農地との境界線の把握。サッカーグラウンドなどの開発工事での騒音、振動、砂塵やダンプなどの運搬搬出ルート。グラウンド部分などの工事日程。広域避難所が現在サッカーグラウンドになっているが、今後は等、現在不安面が多々あります。また工事が開始されてから新たに発生する不安点も出てくると思われま。少しでもくみ取って対応頂けま。よろしくお願。 【3-4】</p>	<p>日常生活を安心して安全に暮らせるよう対応していきます。</p> <p>換地処分時の登記の申請は吹田市が行い、その費用は吹田市が負担します。工事期間中は、周辺住民に様々なご不安とご迷惑をおかけすることと思。工事中の安全確保については、工事着手前に具体的にご説明する場を設ける予定です。周辺住民の方々に対して、工事日程や工事内容を事前に説明します。また、工事に当たっては、環境取組として、国土交通省指定の環境対策型の建設機械の使用、万能塀の設置を行います。これらの環境取組を行うことにより、大気汚染、騒音、振動の影響は可能な限り低減されると考えま。しかし、住居に近接して工事を行う場合は一時的に工事影響が大きくなることあると思。工事中は、大阪学院大学のグラウンドでの工事を含む主な工事や工事関連車両の走行ルート沿道で事後調査を実施し、環境への影響が大きい場合は施工業者に対して指導を行うなど、追加の措置も含めた適切な環境保全対策を行い、住民の方々の生活環境の保全に努めま。</p>
	<p>「雨庭」を設けるとの回答は、洪水緩和、水質浄化、生物多様性保全の見地から評価しますが、整備するのが千里中央線と豊中岸部線の交差部一箇所だけでは不十分と考えま。現在の森林とため池が果たしている洪水緩和、水質浄化、生物多様性保全の機能に対する評価が不十分のため、「雨庭」でこれらの機能がどれだけ代替できるのかが不明です。 【4-1】</p>	<p>「雨庭」として面的に整備するのは千里中央線と豊中岸部線の交差部 1 箇所だけの計画ですが、都市計画道路（豊中岸部線、佐井寺片山高浜線）の植樹帯は、グリーンインフラ（雨庭と同様の雨水貯留浸透機能を備えた基盤）として整備する計画です。</p>
	<p>豊中岸部線に自転車通行空間を設けたことは評価しますが、幅員はせめて佐井寺片山高浜線と同じく 1.5m とすべきだと考えま。そのためにも、ガソリン自動車を前提とした現行プランを、小型電気自動車など次世代自動車と電動自転車の普及を推進するプランにすべきだと考えま。 【4-2】</p>	<p>確定しているのは、都市計画道路の総幅員及び車線数のみであり、植樹帯、歩道、自転車通行空間等の幅員構成については、今後、事業者が大阪府及び大阪府警察本部と協議を行って決定しま。</p>
	<p>「基本方針」には「再生可能エネルギーの活用による社会基盤整備を推進」するので、太陽光発電による充電ステーションの設置もプランに入れるべきだと考えま。 【4-3】</p>	<p>本事業では、再生可能エネルギーの活用として、公園等にソーラー式 LED 照明を設置する計画です。太陽光発電による充電ステーションの設置は、計画していません。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (4) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>多くの税金を投入し、長い時間をかける都市計画道路の建設は、時代が要請する脱炭素社会の実現に直結するものであるべきです。 【4-4】</p>	<p>都市計画道路を整備することにより交通ネットワークが構築され、自動車の移動距離、移動時間が短縮されるため、ガソリン等の燃料使用量が減ることで CO<sub>2</sub> 排出量の削減が見込まれます。都市計画道路の整備は、低炭素社会に寄与するものと考えます。</p>
	<p>この事業計画地は市が認めているとおり、大部分が市街化された吹田市の中では比較的まとまった緑地が存在している地域であり、落葉広葉樹が混生する竹林、ため池を備えた農地等里山的な景観を有する私有地が複数存在しています。この土地の高低差によって生まれた良好な自然の保全、都市型農業の維持こそが持続可能な社会に向けて求められるべきではないでしょうか。わざわざ土地を削り取って自然を損なうことは税金の無駄使いです。 【5-1】</p>	<p>本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものです。 評価書案の p. 2-2 に示すとおり、吹田市第3次環境基本計画の基本理念の一つには「安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する」ことがあります。そのため、自然との共生を図り持続可能な社会を形成することと併せて、快適な都市環境の創造を図るという視点も必要と考えています。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (5) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>事業計画により地域の緑被率が 36.6% から 14.2% に下がり、貴重な動植物や生息地が消失し、復元といっても換地すれば自然の破壊につながります。かつての千里丘陵や垂水神社隣接の開発をみれば一目瞭然であり同じ轍を踏むのは時代に逆行します。宅地の乱開発を止め地権者に寄り添い限りある資源を有効に使うべきです。避難地として位置づけられたグラウンドをそのまま使えるようにするのも最も有効な手段です。</p> <p>以上のことから事業計画の見直しを求めます。 【5-2】</p>	<p>事業計画地及びその周辺は起伏があるため、宅地開発が進んでいない地域でした。しかし現在、事業計画地の周辺では、民間事業者による宅地開発が行われています。それに伴い、事業計画地においても民間事業者による土地の買取りが進められています。大阪学院大学のグラウンドは、民間の開発会社が所有しており、今後は宅地となる予定です。</p> <p>事業計画地は、環境影響評価書案の表 3.3.1 (p.3-4) に示すとおり、道路・交通、土地利用、都市基盤、防災面で、多くの問題点を抱えています。これらの問題点に対する整備課題は、環境影響評価書案の表 3.3.2 (p.3-5) に示すとおりですが、民間事業者では解決できない課題です。</p> <p>また、事業計画地及びその周辺は起伏があるため、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線の未整備区間の整備に当たっては、沿道の現況地盤と道路計画高との高低差を解消し、沿道宅地の有効利用が図られるような事業手法を検討しました。その結果、土地区画整理事業という手法を採用することになりました。</p>
	<p>計画人口を 740 人から 2300 人まで増やす計画は、環境影響評価書案で環境影響の低減が可能と評価分析をしていますが、都市計画道路を 2 本通すために広大な自然環境の豊かな予定地の斜面を切り崩すのは、途方もない甚大な土砂残土を発生させるもので環境への著しい負荷を与えることは容易に想像され、人口 3 倍化に向けたインフラ整備の工事が環境影響評価書案で環境への影響を低減できるとする分析・評価は少し安易な感が否めません。 【6-1】</p>	<p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要であり、建設機械の稼働や残土を搬出する工事関連車両の走行などによる影響が考えられます。</p> <p>工事中の環境への影響については、環境影響評価で一般的に採用されている予測精度の高い手法を用いています。また、環境への影響を可能な限り低減するための環境取組の実施を前提に、予測・評価を実施しています。</p> <p>工事中は、評価書案に記載した環境取組を実施状況や環境影響について、事後調査を実施します。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (6) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>環境負荷への影響を軽視されていると考えられるのは、2本の都市計画道路の日当たりの想定交通量だけでなく、事業計画案の佐井寺片山高浜線の交差点予定地から北側の千里中央線までは標高差のある最も高い地点の土砂を掘り崩すもので、自然環境への著しい負荷が容易に想定されることから、この区間の道路敷設そのものの見直しを求めるものです。【6-2】</p>	<p>事業計画地は起伏があるため、造成工事が必要です。工事に際して樹木の伐採が必要となりますが、事業計画地に整備する都市計画道路の沿道や公園・緑地に樹木を植栽する計画としています。公園や緑地に使用する樹種は、動植物調査結果や隣接する既存の緑地に生育する樹種を参考に検討し、里山環境の復元や生物の生息・生育環境の創出を目指します。</p> <p>なお、公園や緑地以外の土地利用は、換地処分後、各地権者のご意向により決まります。</p>
	<p>事業終了後に2本の都市計画道路の交通量に、接続される千里中央線の規定の交通量が上乗せされることにより、西端の新御堂筋も豊中側への西行道路計画がなくなり、新御堂筋南北の朝夕の大渋滞にさらに拍車をかけ、深刻な大気汚染につながるものです。【6-3】</p>	<p>供用後の計画交通量は、平成22年度道路交通センサスペースの平成42年将来OD表と最新の道路ネットワークに基づいて推計された令和12年(2030年)の交通量です。供用後の千里中央線の計画交通量は、南千里駅前交差点の南側区間で17,200台/日、千里山西6丁目南交差点の西側区間(豊中岸部線)で21,800台/日と推計されています。これらの交通量で予測した大気汚染の予測結果は環境基準及び吹田市の目標値を満足しており、また、南千里駅前交差点の交通流は円滑に処理できると予測しています。</p>
	<p>施行地区内の「大野貸農園」利用者です。この農園を含む周辺の貴重な自然には広葉樹や竹林、ため池もあり、希少な動植物が生息し、又季節毎の多様な昆虫もいます。その源は、この農園の「無農薬農法」による安心安全な環境や食を大切にすることの中で長年培われてきているものです。</p> <p>希少な植物等も整備した後の移植や公園や街路樹としての緑地の中で自生できるものではないと思います。</p> <p>農園利用者にとっても、この貴重な自然が残る一画が壊されることは、仲間と共に心身両面での健康づくりをめざす日々の生活環境破壊につながります。</p> <p>自然や人への影響が最小限にとどめられるよう、土地区画整理にあたり、場所や範囲等見直し検討を求めます。【7】</p>	<p>現況の田畑、山林等は、各地権者が所有しており、一部は既に民間開発事業者売却され、開発予定地となっている箇所もあります。</p> <p>本事業では、区域内に公共施設としての緑地、公園等を確保します。公共用地以外の事業後の土地利用は、地権者の意向により決まりますが、田畑、山林等の継続を希望される際には、可能な限り換地計画において対応します。</p> <p>なお、田畑、山林をやめ、宅地としての土地利用を希望される場合は、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」等に基づき、緑の確保を誘導します。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (7) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>本事業が市の第3次環境基本計画の基本理念に則しているのか。(P1) 【8-1】</p> <p>事業の種類は「開発行為」であり、(p.3)「開発」で環境の保全及び良好な環境の創造ができるのか。 【8-2】</p>	<p>評価書案の p.2-2 に示すとおり、吹田市第3次環境基本計画の基本理念の一つには「安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保する」ことがあり、具体的には、「身近な環境の保全に取り組む」、「自然との共生を図る」、「快適な都市環境の創造を図る」とあります。</p> <p>本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマである「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものです。</p> <p>本事業の将来像（イメージ）は、評価書案 pp.3-23～3-24 に示したとおりであり、街区の整備、緑地・公園等の整備、都市計画道路の整備を行うことにより、良好な居住空間が創出されるものと考えています。</p> <p>事業の実施に当たっては、環境の保全及び良好な環境の創造のため、環境影響評価書案に記載した環境取組を実施し、環境への影響を可能な限り低減させます。</p>
	<p>「豊中岸部線」についてはまずは岸部地域の整備が先なのではないか。(P4) 【8-3】</p>	<p>都市計画道路豊中岸部線は、大阪府都市整備中期計画で「道路交通マスタープラン、公共交通戦略などを踏まえ、道路整備の重点化を図る。」と位置づけられており、引き続き、事業実施中区間の進捗を見ながら、整備の優先性を判定し、順次、整備を行うものとされています。</p> <p>本事業で整備する区間は、市施行で整備するものですが、名神高速道路から東の未整備区間については、大阪府が整備する区間です。</p> <p>豊中岸部線は、本市においても、市域の中央を東西に結ぶ主要幹線道路であることから優先性を高めて着手するものですが、大阪府に対して未整備区間の早期の着手・完成を強く要望しています。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (8) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解								
事業計画	<p>人口増加を図る事業計画自体が時代遅れの感がある。(P5) 【8-4】</p>	<p>「吹田市第4次総合計画」では、「当面の間人口が増加する見込みであり、高度成長期に集中的に整備された道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えようとしていることから、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければならない」と謳っております。</p> <p>本事業は、今後の市の動向を考えると、必要な事業であると考えています。</p>								
	<p>土地利用計画（環境影響評価書案の要約書 p. 5）及び交通計画（同要約書 p. 11）の数値に現在の地域ごとの数値との比較がほしい。私有地の緑地面積も含めた数値があればなお良いのでは（同要約書 p. 22）。</p> <p>環境影響評価書案の要約書の p. 75 の表 29 に e-4 交差点の予測数値もほしい。 【8-5】</p>	<p>環境影響評価書案の要約書では、現況の土地利用の内訳を記載していませんが、環境影響評価書案の p. 3-6 に、土地利用（現況及び計画）の表を掲載しています。なお、事業完成後の土地利用は、各地権者の意向で決まりますので、現時点で確定しているのは、公共用地（道路、公園・遊園、緑地）の面積のみです。</p> <p>都市計画道路の計画交通量と現況の交通量は、以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：台/日)</p> <table border="1" data-bbox="895 1122 1398 1249"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>現況交通量</th> <th>計画交通量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐井寺片山高浜線</td> <td>6,933</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>豊中岸部線</td> <td>5,537</td> <td>18,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境影響評価書案の要約書の表 29 では、現況の交差点交通量と供用開始後の交差点交通量とを比較しています。e-4 地点は事業実施後に新たに整備される交差点のため、現況の交通量がありません。</p> <p>なお、交差点を構成する2つの道路を通過する現況交通量と計画交通量については、上記に示した表のとおりです。</p>	道路名	現況交通量	計画交通量	佐井寺片山高浜線	6,933	12,600	豊中岸部線	5,537
道路名	現況交通量	計画交通量								
佐井寺片山高浜線	6,933	12,600								
豊中岸部線	5,537	18,600								

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。



表 1 (9) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>「みどりを継承する みどりを生み出す 市民参画・協働により、みどりを進める」という市の基本方針の方向性と、〈本事業の環境に対する取組方針〉の方向性が同じ方向を向いているとは思えない。(P13)</p> <p style="text-align: right;">【8-6】</p>	<p>環境影響評価書案の p. 4-1 に示すとおり、「環境に対する取組方針」には、「市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保する。」と合わせて、「良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する。」があります。</p> <p>本事業の将来像（イメージ）は、評価書案 pp. 3-23～3-24 に示したとおりであり、街区の整備、緑地・公園等の整備、都市計画道路の整備を行うことにより、良好な居住空間が創出されるものと考えています。</p> <p>本事業の実施に当たっては、造成工事が必要であり、工事に際して樹木の伐採が必要となります。工事の実施、土地利用及び地形の変化、緑の回復育成及び都市計画道路（平面・掘割構造）の整備による生態系への影響を可能な限り低減するために、p. 12-230 の表 12. 12. 8 の「評価目標」に基づいて、環境取組を検討しました。その検討結果は、環境影響評価書案の p. 12-230 に記載したとおりです。</p>
	<p>緑被割合が 54%から 6. 3%へ(P64)</p> <p style="text-align: right;">【8-7】</p>	<p>現況の緑被割合 54%は、私有地を含む割合です。6. 3%は、本事業の実施により整備される事業計画地の公共用地における緑被の割合であり、事業計画地全体の緑被の割合ではありません。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。

表 1 (10) 評価書案についての意見書の概要及びこれに対する事業者の見解

項 目	意見の概要	事業者の見解
	<p>私は二本の道路の交差する予定地にあります大野農園さんに貸し農園を申しこんでいる者です。2年前より千里山こども食堂「ぼのぼ～の」にも新鮮で安全な無農薬野菜を提供して下さり地域のこどもさんやお母さん方によろこんでいただいています。その畑を切りきざみ、海拔 80m を超える傾斜地を削り緑の森をなくして広い道路を2本通しても「そんなに環境は悪くならない」との説明だったそうですが、とんでもない変り様だと思います。いかがでしょうか？ 【9-1】</p>	<p>現況の田畑、山林等は、各地権者が所有しており、一部は既に民間開発事業者売却され、開発予定地となっている箇所もあります。</p> <p>本事業では、区域内に公共施設としての緑地、公園等を確保します。公共用地以外の事業後の土地利用は、地権者の意向により決まりますが、田畑、山林等の継続を希望される際には、可能な限り換地計画において対応します。</p> <p>なお、田畑、山林をやめ、宅地としての土地利用を希望される場合は、「吹田市開発事業の手続き等に関する条例」等に基づき、緑の確保を誘導します。</p>
	<p>貴重な植物のぶどうはぜの木も日本白たんぽぽも移植で大丈夫なのでしょうか。畑作りをしながら心配しています。【9-2】</p>	<p>ブドウハゼは、和名「ハゼノキ」の品種名です。ハゼノキは、吹田市及び大阪府においては重要な種及び個体としての指定等はありませんので、移植の対象種ではありません。なお、和歌山県紀美野町に生育するブドウハゼの「原木」は、文化的に重要な個体として（種としてではありません）和歌山県の天然記念物に指定されています。</p> <p>ご指摘の日本白たんぽぽとは、種名がカンサイタンポポ又はシロバナタンポポ等の日本のタンポポのことを指すものと思いますが、いずれの種も吹田市及び大阪府においては重要な種及び個体としての指定等はありませんので、移植の対象種ではありません。</p>
	<p>何が何でも開発ありきの市政、学院大のグラウンドは緊急避難場所だというのに高層マンションがたつとか、市民の命は大丈夫？なのでしょうか。日々暮らしている住民の声や意見に寄りそい、まちづくりがされることを強く願います。よろしく願いいたします。【9-3】</p>	<p>災害時の避難場所は、本地区周辺に佐井寺小学校、佐井寺地区公民館、南千里地区公民館および千里市民センターがあります。本事業により都市計画道路を整備することでそれらのアクセスを確保するものです。</p> <p>御意見の大阪学院大学グラウンドは、現在、地震などの緊急時に一時的に避難する「指定緊急避難場所（一時的）」に指定されておりますが、民間での売買がなされ、継続は難しくなっています。将来は、グラウンド機能がなくなる時点で指定解除となります。その後、代替場所は設けないことを確認していますので、お近くの別の緊急避難場所の御利用を御検討ください。</p>

(注) 意見の概要内の【 】内の数字は、受付番号を示す。